

国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第84回理事会(EB#84)概要報告

2015年 5月 28日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2015年 5月25日 (月) - 5月28日 (木)

場 所 ドイツ・ボン・UNFCCC本部会議場

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Tariq M. I. (パキスタン)	Oh D. (大韓民国)
中南米 LACRB	Eduardo C. (ペルー:副議長)	Arthur R. (バハマ)
アフリカ AFR	Balishi G. (ボツワナ)	Joseph A. (カメルーン)
島嶼国 SIDs	Hugh S. (グレナダ)	Amjad A. B. (モルジブ)
(途上国)	Washington.Z (ジンバブエ)	(空席)*
Non-An.1	Miguez J. D (ブラジル)	Duan M. (中華人民共和国)
移行国 EIT	Natalia K. (ウクライナ)	Diana H. (アルメニア)
西欧 WEOG	Martin E. (スイス)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Frank W. (EU/ドイツ)	Piotr D. (EU/ポーランド)
Annex-1	Lambert S. (EU/独 :議長)	戒能 一成 (日本)

- 斜体は欠席、*1 Non-Annex-1 の Alternate 1名(Qasi K)は 1月付辞任、暫定的に空席。

2. 運営管理 (議題2.1～)

2-1. CDM事業の更なる簡素化・整合化 (会議前Annex-1, 会議録para6参照)

注 目

- 1) 背景 - 2015年MAP事業、CDM事業の更なる簡素化・整合化の検討を実施。
- 2) 結果 - 今次理事会意見を踏まえ EB#86迄に実施案提出を事務局に指示。
- 3) 議論 - 原案に対する理事会の意見は概ね良好、更なる簡素化・整合化を歓迎。
 - ・ 事業規約面では、追加性証明の正確性と費用負担の考量、監視弾力化を指摘。
 - ・ 有効化・検証面では、DOEの裁量拡大、些末性(Materiality)適用拡大、DOEへの公平性・目的性に影響しない些細な規約の撤廃を指摘。
 - ・ 登録・発行面では、手続の簡素化、環境十全性に懸念のない事業の促進を指摘。
 - ・ 方法論等では、利便性向上、新規方法論等の申請手続整理・期間短縮化を指摘。
 - ・ DOE認証面では、リスクに見合った管理の適用、他制度との整合化を指摘。
- 5) 注記 - 当該方向性に基づき今後具体的内容を議論、制度改正に向けた作業を開始。
 - 従来 CDMについては「厳しい・遅い・解りにくい」との批判があるが、「遅い」「解りにくい」との問題について環境十全性上の品質を落とすことなく改善し、今後の利用拡大を図ろうとするもの。
 - 当該作業の幾つかは他制度(ISO, JCMなど)との対抗・競合関係を明確に意識したものであり、2010年頃からの標準化ベースライン、PoA、自動追加性など第1段の「制度新設型」の改革に加えて、第2段の「制度質的改善・運用改善型」の改革を指向するものと位置づけられる。今後の動向に要注目。
 - 当該作業結果は、理事会の権能内で実施可能なものは逐次着手し、必要があれば現在補助機関会合(SBI)で行われている「CDM規約の見直し」作業に理事会から追加勧告を行う予定。

2-2. CDM需要拡大・基盤活用提案 (会議前Annex-3,9, 会議録para9,17参照)

- 1) 背景 - 昨年来の継続検討課題。下記 2方面での事業展開を検討。

- a- CERの需要拡大 (para17)
- b- CDMの制度基盤の展開・普及 (para09)
- 2) 結果 - 作業報告を了承。
- 3) 議論 - 今後当該 2つの作業での調整を進め重複を避けるよう指示。
- 2-3. 気候変動資金機関へのCDM事業応募支援・情報提供 (会議前Annex-5, 会議録para11参照)
 - 1) 背景 - CDM事業の資金的支援のため、GCF, WBなど気候変動資金機関での事業情報に対する要求事項を調査・整理。
 - 2) 結果 - 調査・整理結果に基づき事業者への実態調査実施を了承。
 - 事業情報に関する DB作成については再検討を指示。
 - 3) 議論 - CDM事業の資金機関への応募支援自体は問題ないが、最終的には事業者の意志に基づくべきとの意見多数有。
 - DBについては事務局からは殆ど費用が掛からないとの説明ではあったが、費用面・情報管理面からの懸念が多数呈示され、再検討となった。
 - 4) 対応 - 事業者各位においては、事務局からの調査要請に是非協力ありたい。
- 2-4. 事業申請の再提出時の経過措置の導入 (会議前Annex-4, 会議録para10参照)
 - 1) 背景 - 理事提案案件。登録・発行申請で資料が不備で再提出が行われた際、現行規程では再提出時の規程が適用となるため、改善策を検討。
 - 2) 結果 - 再提出を要請する資料不備の類型を更に絞る旨決定。
 - 原案では 28日迄は旧規定を適用可能とする経過措置提案があったが、他の方法の可能性を含め再検討を指示。
- 2-5. UNFCCC-CDM事務局への KPI制度の導入 (会議前Annex-8, 会議録para16参照)
 - 1) 背景 - 2015年MAP事業。内部統制強化のため KPI制度を導入。
 - 2) 結果 - 登録・発行案件の期限内処理など第1段として 12 KPI を採択。
 - 第2段として、予算執行など質的側面の KPIの導入を 1年以内に行うよう指示。
 - 3) 議論 - 原案では 12指標とも「期限厳守」型の指標のみであるため、質的指標や内部統制指標を含めるべきとの意見有。上記第2段として検討を要請する旨で決着。

3. 個別案件 (議題3.1～) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. DOE信認 Accreditation

重 要

- 2) 結果 - (任意脱退) 新たに 2件の任意脱退を了承。 (会議録para20)
 - E-0024 ICONTEC 2015年3月末にて一部事業分野から任意脱退。
 - E-0042 GLC 2015年3月末にて一部事業分野から任意脱退。

3-2. 登録 Registration

- 1) 背景 - 事務局と調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
 - 両者の見解が異なる場合はEBに掛かり、否決されなければ「登録」となる
 - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べればEBで再審可能
- 2) 結果 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 1事業を拒絶。
 - ・#9654 TMJ 複合サイクル発電 (ウズベキスタン) 拒絶 BVCH ×

3-3. 発行 Issuance (該当なし)

4. 制度改正(1) / 事業基準・方法論 (議題4.1)

4-1. 標準化ベースライン策定

(会議録para29参照)

- 1) 背景 - 理事から異論があった 5件を討議。

- カリブ島嶼5ヶ国での埋立処分場メタンの基準シナリオを「放散」とするもの。
- 2) 結果 - 承認。

5. 制度改正(2) / 手続基準 (議題4.2)

5-1. 標準化ベースライン制定手続の改正 (会議前Annex-12, 会議録 para32)

- 1) 背景 - EB#83からの継続検討案件。これ迄の意見を整理・反映した改訂版を策定。
- 2) 結果 - 採択。
- 3) 議論 - 標準化ベースライン制定時において方法論の特定が必須か否かを事務局で検討したが、錯誤を防ぐため何らかの形での方法論又はベースライン上の数値の特定が必要との結果となり、更に締約国会議(CMP)の指示を仰ぐこととなった。

5-2. 利害関係者意見照会手続の改善 (会議前Annex-14 会議録para33)

- 1) 背景 - EB#70(2012年)以来事務局が2年間放置していた(「慎重に検討した」)案件。
 - 事業開始時の利害関係者意見交換の手続のうち、EB#70で未決となった部分3件につき選択肢を呈示。
- 2) 結果 - 以下の要件を付して再検討。
 - ・ 現行規程で問題がある点につき具体的事例・事実関係を整理・呈示すること
 - ・ EB#70での決定事項を解釈・改変せず用いること
 - ・ 呈示案による負担増加や手続複雑化について検討・評価すること
- 3) 議論 - 問題が2年間も放置されていたこと、EB#70での決定事項を事務局が勝手に解釈したと思われる部分が含まれていたこと、ほぼ同様の内容は締約国会議(CMP)などで再三議論されてきたことから、議論は入り口論で紛糾。
 - また2-1.で述べたとおりCDM事業の簡素化・整合化作業を進めている中で、明らかに逆行する措置をとる意義について疑問とする意見有。
 - 当該問題に関連し、本件同様に理事会から事務局への作業指示で長期間放置されているものがないか再確認するよう小生から提案。議長・副議長の監督の下で事務局が再確認作業を行うことを決定。

6. 政策論 (議題4.3)

(今回該当なし)

7. 他案件・雑感

- 今回 信認審査官(AP-AT)の人事併任問題、持続可能な開発についての国内調査支援問題(カンボジアからの支援要請)など多様な問題を議論し処理したが、いずれも些末であるため説明を省略する。
- 事業登録・発行案件は減少したとはいうものの、なお一定数の新規案件が出てきており、一昨年以来のCDMの新たな需要拡大活動はわずかながら手応えがある模様。
- 理事会としては、一部先進国からの根強い反対意見はあるものの、CDM事業の更なる簡素化・整合化を進め、CDM事業の体質強化・利用拡大を目指しているところ。

次回理事会(EB#85) 2015年 7月20日(月)～ 7月24日(金), ドイツ・ボンにて開催予定
次々回 (EB#86) 10月12日(月)～ 10月16日(金), ドイツ・ボンにて開催予定

